資料2

田代環境プラザごみ搬入手数料改定について

1 概要

資材や人件費の高騰、また現在は長寿命化計画に伴う整備を行っていることにより田代環境プラザ運営経費は増加傾向にあり、その対応としてごみ減量啓発などと併せて家庭ごみの搬入手数料改定を選択肢のひとつとして考えている。
今後の改定にあたっては総合的に判断していく必要があるが、システム的に対応可能か確認を行い併せて環境審議会への諮問を実施する。

2 条例等改定時期

令和8年度内に条例改正、計量システムの改修を行い令和 9 年度中に施行したい。
※島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

3 改定案

① 現状※家庭系

	50kg 以下	60kg	70kg	100kg
普通ごみ	無料	300 円	350 円	500 円
粗大ごみ	無料	360 円	420 円	600 円

② 改定案
※別紙1参照(変更パターン例その2)
※1回目は 50kg以下無料。2 回目以降は、普通ごみは 10kg につき 50 円、粗大ごみは 10kgにつき 60 円となります。

4 期待される効果

① 田代環境プラザの混雑緩和
② ごみ搬入量の減少
③ 受益者負担の公平性確保
④ 歳入の増加

5 今後の事務手続き

① 変更パターン例の内、特に(変更パターン例その2)についてシステム改修
② 今後のことを考え、単価をこちらで設定できるように改修
③ 手数料条例について、今回の場合は周知期間が長ければパブコメ等は不要であるが値上げの場合は行政管理担当に確認が必要

6 最後に

ごみ搬入手数料の改定にあたっては、市のごみ処理計画や市民サービスの観点、また近隣市町との格差などシステム以外の課題も多く存在する。
今後も引き続き環境審議会にて近隣市町の動向等の報告を行い、方向性を決定していきたいと考える。

環境審議会
協議事項（イ）

内　容	田代環境プラザへの搬入にかかる料金体系（手数料の見直しの検討）について
	当施設はこれまで、消費税の改定分以外、19年間、10kgあたりの単価（料金）改定は実施していない。当施設ごみ処理費の増、受益者負担の観点からも、見直しは必須となっているが、近隣市他施設の状況からみて見直しをどうしていくべきか検討したい。

中西部地区他市施設の手数料における状況							
	志太広域事務組合	吉田町牧之原市広域施設組合	牧之原市御前崎市広域施設組合	掛川市・菊川市衛生施設組合	袋井市森町広域行政組合	磐田市	田代環境プラザ
1:手数料の見直しを検討しているか（直近の改定はいつか）	建設中の(仮称)クリーンセンター稼働後（令和８年度）に検討予定	周辺施設の状況を見ながら検討していく（令和元年度）	周辺施設の状況を見ながら検討していく（令和元年度）	令和３年度	令和４年度	近隣自治体の動向を見ながら検討していきたい（平成23年度）	近隣自治体の動向を見ながら検討していきたい（平成17年度）
2:家庭系と事業系で単価（10kgあたり）を区別しているか	一般家庭ごみと事業系ごみ区別なし（単価：一緒） 家庭系：146円 事業系：146円	単価を区別している（それぞれ一定金額を10kgまでごとに徴収） 家庭系：51円 事業系：156円	単価を区別している（それぞれ一定金額を10kgまでごとに徴収） 家庭系：51円 事業系：156円	単価を区別している（それぞれ一定金額を10kgまでごとに徴収） 家庭系：110円 事業系：165円	一般家庭ごみと事業系ごみ区別なし（単価：一緒） 家庭系：163円 事業系：163円	一般家庭ごみと事業系ごみ区別なし（単価：一緒） 家庭系：157円 事業系：157円	単価を区別している（事業系は一定金額を10kgから徴収） 家庭系：50円~ 事業系：200円~
3:一般家庭ごみの単価	10kgにつき146円（消費税込）	10kgにつき51円（消費税込）	10kgにつき51円（消費税込）	10kgにつき110円（消費税込）	10kg未満：80円（消費税込） 10kg以上：10kgにつき163円（消費税込）	10kgにつき157円（消費税込）	指定袋入:10kgにつき50円（消費税込） 粗大ごみ:10kgにつき60円（消費税込）
4:何キロまでで無料としているか	50kgまで無料	無料扱いなし	無料扱いなし	無料扱いなし	無料扱いなし	無料扱いなし	一般家庭ごみは50kgまで無料
5:1日何回まで搬入可能か	50kg以下の搬入は１日１回を厳守させる	何回でも搬入可	何回でも搬入可	何回でも搬入可	何回でも搬入可	何回でも搬入可	何回でも搬入可

田代環境プラザへの搬入にかかる料金体系（手数料の見直しの検討）について

内　容	**第一段階で改善していきたいこと**
	「減免対象の50kg未満のごみを積んで、来場、１日に２回も３回も搬入していく。 又、手数料がかからないよう、同じ家から２台、3台と分けて積んで搬入する。」 など一般家庭系の搬入台数をまず制限していきたい。

⇩

近隣の藤枝市焼津市の清掃センターでは50kgまでの減免対象車両の搬入は１日１回と制限をかけている。（搬入車両削減対策として搬入者へアンケートを実施） （1日1回の搬入制限なら構わないとの回答をもとに令和元年度～制限を実施）	メリット：50kg未満の軽量ごみの搬入台数を制限することで、搬入者は一度に沢山のごみの搬入をするようになる。（手数料増の効果）
	デメリット：受付業務で２回目かどうか審査を徹底しなければいけない。（どうしても2台に分けて運ばなければならない場合、重さの測り方が難しい。）
藤枝焼津島田以外の近隣施設では、何回でも搬入OKな代わりに10ｋｇから手数料を徴収し、減免を設けないこととした。	メリット：一度に沢山のごみを搬入するようになり、車両台数が減少する。
	デメリット：搬入＝３袋まで集積所で出せる＝50kgまで無料とした根拠が崩れる。夜勤明けの人など、ごみを朝出せない人が持ち込んでくると有料に不満が出る。

⇩

変更パターン例その１	1回目の搬入は今までどおり50kgまで無料。1日１回を厳守させる。２回目を搬入する場合のみ、1回目の重量と合算することで金額を徴収する。	メリット：手数料を気にする搬入者は1日1回となり、搬入台数が減少する。
		デメリット：２回目かどうか審査しなければいけないため、受付業務に時間を要する。1回目の重量と合算するとするプログラムの変更が必要。
変更パターン例その２	1回目の搬入は今までどおり50kgまで無料。２回目は10kgから手数料を徴収する。	メリット：無料制度は残すため、苦情は少ないと予想される。集積所へのごみ出しも1家３袋までは変わらず、手数料を気にする搬入者は1日1回となると予想される。
		デメリット：２回目かどうか審査しなければいけないため、受付業務に時間を要する。
変更パターン例その３	無料の条件重量を「50kgまで」を「30kgまで」に変更する。 30kg以上で手数料を徴収することに変更し、搬入回数の制限は設けない。さらに単価も試算したうえで決定していく。	メリット：３袋以上のごみ（満杯の袋：1袋あたり10kg計算)に対して理解を得やすい。30kg未満はあきらめ最初から必要量を搬入することで搬入台数が減少する。２回目かどうかを審査する必要がない。
		デメリット：一定の苦情は予想される。30kg未満無料扱いとしても、搬入台数が制限できるかどうかは不明。 （50kg×2回⇒30kg×３回と増加する可能性もある。） 受付で料金収受の件数が増え、手間が増加する。

⇩

第二段階

近隣市の藤枝市・焼津市が検討している改定案と照らし合わせて、無料の扱いをどうしていくかも検討していく。